

天塩町民保養センター

「てしお温泉夕映」「てしお温泉夕映本館」「てしお温泉夕映新館」

指定管理運営基準

令和7年10月

天 塩 町

1 管理運営の基本的な考え方

この施設は、町民の保養と健康保持増進に資する施設として、平成12年に温泉施設を新設し、多くの地域住民が親しまれている施設である。

また、多くのビジネス関係者などの宿泊のほか、町を代表する観光施設、研修施設として、町内外からの来訪客を迎え、各種集会、研修会などの利用も期待できる施設である。

※天塩町民保養センター設置条例

※天塩町林業研修センター設置条例

※天塩町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例により事業を実施（以下、「多目的交流施設条例」という。）

2 指定管理業務の準備

（１）業務等の引継

現指定管理者が行う業務及び物品並びに入浴回数券等の引継を行うこと。

（２）許認可等の手続

公衆浴場、源泉の利用許可、宿泊施設、飲食物提供施設等、必要な許認可を取得すること。

（３）電話・通信回線

代表電話番号は、長期間認知されている電話番号（01632-2-3111）、ファックス番号（01632-2-2880）を使用すること。

宿泊施設及び研修施設は、光回線によるWi-Fiが利用できる。

3 管 理

（１）開館時間は、天塩町民保養センター設置条例及び天塩町林業研修センター設置条例並びに多目的交流施設条例により、町との協議に基づき定めること。

（２）休館日は、設備保守点検、施設特別清掃等により年2回（1週間）程度設ける以外は、管理運営上特別な事情が生じた場合を除き、設けないものとする。

4 フロント管理業務

（１）夕映のフロントにおいて、宿泊者及び交流施設並びに日帰り入浴等の受付を行うこと。

また、本館のフロントにて、宿泊者及び交流施設等の受付を行うことも可とする。

5 人員の確保及び資格等

（１）配置人員等

ア 施設の責任者が常駐すること。

イ 労働基準法等を遵守し、管理運営を効率的に行うための適正な人数を配置すること。

ウ 施設の管理運営に当たり法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。

エ 町内在住者の雇用及び現指定管理者に雇用されていた者の再雇用に最大限努めること。

(2) 研修等

従業員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

6 指定管理者が行う業務

ア 施設の維持及び管理

イ 施設設置の目的（「1 管理運営の基本的な考え方」）を増進するための運営及び取組（利用者増のための取組を含む。）

ウ 施設の利用許可

エ 利用料金に関すること

オ 管理運営の状況に関する協議及び報告

カ 上記業務に付随する業務

(1) 施設の維持及び管理

施設、設備等を良好な状態で維持し、事故を未然に防止するための日常点検、法定点検、定期点検等を行い、かつ、美観を保つこと。

- ① 防火設備（消防設備点検、防火対象物保守）
- ② 電気設備（自家用電気工作物保安管理）
- ③ 昇降設備等（E V設備、自動ドア設備保守）
- ④ 空調設備（地下タンク点検、ボイラー保守点検、ばい煙濃度測定、脱臭装置点検等）
- ⑤ ろ過設備（ろ過装置点検、電動弁点検、ろ材点検、ヘアーキャッチャー清掃等）
- ⑥ 熱交換器設備（スケール除去、洗浄）
- ⑦ 温泉揚湯装置等保守点検（装置管点検、ポンプ周辺機器点検、貯湯槽清掃等）
- ⑧ 温泉配管設備（浴槽、浴槽配管洗浄）
- ⑨ その他設備の維持管理にかかる保守管理

イ 施設、設備の管理

- ① 施設特別清掃（外壁・窓ガラス清掃等）
- ② レジオネラ菌検査
- ③ スタッフ大腸菌検査
- ④ 貯水槽水質検査
- ⑤ 除雪業務（冬期間の敷地内の除雪）
- ⑥ 浴場清掃及び特別清掃
- ⑦ 館守・防災業務（館内・構内の定期巡視、建物・建物設備の保安・館守）

ウ 設備機器の運転操作及び監視業務

設備機器の適正な運用を図るために行う監視業務並びにこれに関連する電気、水道及び燃料等の需給状況を、適切な運転記録等により把握すること。

エ 設備機器の稼働に当たっては、環境に配慮した適正な運転を行うとともにエネルギー経費の節減に努めること。

オ 緊急・災害時の対応

- ①自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、不測の事態には、直ちに適切な措置を講じた上で、町を始め関係機関に通報を行うこと。
- ②あらかじめ消防計画を作成するとともに、火災時における避難誘導訓練等を行うこと。
- ③災害時の町の対応において、町から要請があった場合は協力すること。
- ④利用者、来館者等の急な病気、けが等に対応できるよう、従業員にはあらかじめ救急救命講習を受講させ、発生時には医療機関と連携し、的確な対応を行うこと

(2) 施設設置の目的を増進するための取組

- ア 施設の設置目的を理解し、地域住民及び団体に広く利用される運営を行うこと。
- イ 利用者ニーズの把握に努めること。
- ウ 従業員の接遇等、利用客へのサービス向上に取り組むこと。
- エ ホームページの作成、SNSの活用など、積極的な情報発信に努めること。
- オ 地場産品の活用のほか、地域の経済効果の増進に寄与するよう努めること。

(3) 施設の利用許可及び利用制限等

- ア 林業研修センター条例及び多目的交流施設条例に基づき利用許可等を行うこと。
- イ 利用の許可にあたっては、平等な利用を確保すること。
- ウ 施設の利用等について利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をすること。
また、その内容を町へ報告すること。

(4) 利用料金に関すること

ア 利用料金の額

- ①利用料金の額は、保養センター条例及び林業研修センター条例並びに多目的交流施設管理条例の規定により、指定管理者が町長の承認を得て定める。
- ②利用料金の設定は、施設設置効果の増進を図る観点及び収支状況を踏まえて適切なものとする。

イ 発行済み回数券等の取扱い

既に発行した回数券等については、毎月、入浴回数券負担金として町に請求すること。

ウ 利用料金の割引及び減免

保養センター条例及び林業研修センター条例並びに多目的交流施設管理条例の規定により、利用料金の割引及び減免を行うことができる。

(5) 施設の管理運営の状況に関する協議及び報告

ア 月間業務報告書の提出

毎月、前月の月間業務報告書を提出すること。

イ 年間業務報告書の提出（地方自治法第244条の2第10項）

地方自治法に基づく年間事業報告を提出すること。また、収支状況が把握できるよう半年ごとに収支報告書を提出するものとする。

ウ 町からの調査等に対する報告

- ①町が管理運営業務について照会したときには、必要な報告を行うこと。

- ②指定管理者は、管理運営業務に関する書類を整備し、町が管理運営業務に関する資料の提出を求めたとき（地方自治法第244条の2第10項）は、速やかに関係資料を提出すること。

エ 上記アからウまでのほか、法令に基づいて国又は地方公共団体の機関が行う調査等におい

ては適宜対応すること。

7 町内におけるイベント等

町内で開催されるイベントや諸会議等に関しては、事前に把握するとともに、開催については協力を努めること。

8 個人情報の取り扱い

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

9 行政手続条例の適用

指定管理者は、天塩町行政手続条例第2条第4号の「行政庁」に該当するため、利用許可等は同条例の定めに従って行うこと

10 指定期間終了後の業務の引継

- (1) 指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を開始・遂行できるよう、指定管理者の責任において引継を行うこと。

11 費用の負担・リスク分担

(1) リスク分担

管理業務に係るリスク分担は、別紙責任分担表のとおりとする。また、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合には、双方の協議によるものとする。

(2) 修繕・改修の実施

ア 修繕・改修の実施

指定管理者が管理している物件（施設、設備及び物品）の修繕(改修を含む。)の実施について、1件あたり500,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以下のものについては指定管理者の費用と責任において実施するものとし、500,000円を超えるものは町と協議を行った上、町で負担するものとする。

また、指定管理者が行う修繕等の基本額（年額）は、2,500,000円とする。

イ 指定管理者が実施した修繕費用が年間基本額を下回った場合の精算

- (ア) 1年間において指定管理者が支出した修繕費用の実績額の総額が、基本額以下となった場合は、次年度に繰越して修繕料留保金として管理することとする。

- (イ) 1年間において指定管理者が支出する修繕費用の実績額の総額が基本額を超えた以降（上記(イ)の留保金と清算してもなお超える場合をいう。）の修繕は、指定管理者との協議に基づき町が負担する。

- (ウ) 指定期間最終年の余剰金の精算は、指定期間満了時点で精算することとする。

(3) 備品

- ア 天塩町が備え付けた備品は、指定管理者に無償で貸与する。
- イ 指定管理者の責任により滅失・き損した備品の補充については、指定管理者の負担とする。
- ウ 備品の更新については、予算の範囲内において町が整備する。

12 指定の取消・業務の停止

- (1) 指定管理者は、地方自治法第244 条の2 第11項又は天塩町公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例（平成17年9月21日条例第13号）第10条の規定により、その指定を取り
消され、又は管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられる場合がある。
- (2) 上記の場合において、町に損害が発生した場合は、指定管理者は町に対して賠償の責を負う
とともに、町は指定管理者において損害や追加費用が発生したとしてもその賠償等を行わない
こと。

13 関係法規の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法規がある場合は、それらを遵守しなければならない。